

議案第47号

教育委員会専決規程中改正について

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月16日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

教育委員会専決規程の一部を改正する規程

別表第2第1項の表休暇・欠勤承認の項中 「1 部長の1日以内」
「2 課長」 を 「部長、課長」 に改め、同表市外出張命令（注2参照）の項中 「1 部長の1日以内」
「2 課長」

「3 附属機関の委員等」

内 「1 部長、課長」
「2 附属機関の委員等」 を 「1 部長、課長」 に改め、同表第2項の表休暇・欠勤承認の
員等」

項中 「の1日を超える期間」 を削り、「1 館長の1日以内」
「2 所属職員」 を 「所属職員」

に改め、同表市内出張命令（注2参照）の項中

「

	館長、所属職員
--	---------

」 を

「

館長	所属職員
----	------

」 に改め、同表市外出張命令

（注2参照）の項中 「の2日以上」 を削り、「1 館長の1日以内」
「2 所属職員」 を 「所属職員」

に改め、同表第3項の表休暇・欠勤承認の項中 「の1日を超える期間」
「1 館長の1日以内」 を 「所属職員」 に改め、同表市内出張命令
を削り、「2 所属職員」

（注2参照）の項中 「

	館長、所属職員
--	---------

」 を

館長	所属職員
----	------

に改め、同表市外出張命令

「1 館長の1日以内
 (注2参照) の項中「の1日を超える期間」を削り、
 2 所属職員」
 を「所属職員」に改め、同表第4項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 課長の1日以内
 2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令 (注2参照) の項中

	課長、所属職員
--	---------

を

課長	所属職員
----	------

に改め、同表市外出張命令

「1 課長の1日以内
 (注2参照) の項中「の2日以上」を削り、
 2 所属職員」
 を「所属職員」に改め、同表第5項の表休暇・欠勤承認の項中「又は担当課長の1日を超える期間」を「、担当課長」に、「1 所長又は担当課長の1日以内
 2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令 (注2参照) の項中

	所長、担当課長、所属職員
--	--------------

を

所長、担当課長	所属職員
---------	------

に改め、同表市外出張命令

「1 所
 (注2参照) の項中「又は担当課長の2日以上」を「、担当課長」に、
 2 所
 長又は担当課長の1日以内
 属職員」を「所属職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(提案理由)

令和4年1月から各種人事給与関係事務の電子管理を行う庶務事務システムを導入することに伴う事務の見直し等による整備を行うため

別表第2(第2条関係)

共通事務(人事事項)

1 教育委員会事務局

決裁区分 専決事項	部長	課長
休暇・欠勤承認	1 部長の1日以内 2 課長	所属職員
遅参・早退・その他 服務承認	部長、課長	所属職員
週休日の振替・代休 日の指定	部長、課長	所属職員
時間外勤務・休日勤 務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参 照)	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	所属職員
市外出張命令(注2参 照)	1 部長の1日以内 2 課長 3 附属機関の委員等	所属職員
海外出張命令(注3参 照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及 び特別職の非常勤職員(附 属機関の委員を除く。)の 任免	会計年度任用職員の任 免
特殊な身分証票の交 付	全般	

2 中央図書館

決裁区分 専決事項	教育総務部長	館長
休暇・欠勤承認	館長の1日を超える期間	1 館長の1日以内 2 所属職員

遅参・早退・その他服務承認	館長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	館長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)	館長	館長 所属職員
市外出張命令(注2参照)	館長の2日以上	1 館長の1日以内 2 所属職員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員 (附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免

3 北図書館、南図書館、児童図書館及び万代会館

決裁区分 専決事項	教育総務部長	中央図書館長 生涯学習課長	館長
休暇・欠勤承認		館長の1日を超える 期間	1 館長の1日以内 2 所属職員
遅参・早退・その他服務承認		館長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定		館長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		館長	所属職員

市内出張命令 (注2参照)		↑ 館長	館長、所属職員
市外出張命令 (注2参照)	館長の1日を超える 期間	1 館長の1日以内 2 所属職員	
海外出張命令 (注3参照)	館長以下の職員		
任免(注4参照)	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免	

4 自然・人文博物館及び美術館

決裁区分 専決事項	教育総務部長	課長
休暇・欠勤承認	課長の1日を超える期間	1 課長の1日以内 2 所属職員
遅参・早退・その他服務承認	課長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)	↑ 課長	課長、所属職員
市外出張命令(注2参照)	課長の2日以上	1 課長の1日以内 2 所属職員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免

5 教育研究所

決裁区分 専決事項	学校教育部長	所長 担当課長
休暇・欠勤承認	所長又は担当課長の 1 日を超える期間 、担当課長	1 所長又は担当課長の 1日以内 2 所属職員
遅参・早退・その他服務 承認	所長、担当課長	所属職員
週休日の振替・代休日の 指定	所長、担当課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・ 夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)	所長、担当課長	所長、担当課長、所属 職員
市外出張命令(注2参照)	所長又は担当課長の 2 日以上 、担当課長	1 所長又は担当課長の 1日以内 2 所属職員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の 職員	
任免(注4参照)	職により任命する委 員及び特別職の非常 勤職員(附属機関の委 員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任 免

注

- 1 職員の勤務体制のうち通常の勤務体制と異なる制度の新設又は改正について、教育総務部長及び総務部長に合議すること。
- 2 規定の額によらない旅費を受ける場合に限り、教育総務部総務課長及び総務部人事課長に合議すること。
- 3 海外出張については、教育総務部長及び総務部長に合議すること。
- 4 職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免並びに会計年度任用職員の任免については、教育総務部総務課長及び総務部人事課長に合議すること。